

## 1 命令等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

## 2 根拠となる法令の条項

法第9条第1項、第3項及び第7項

## 3 改正の内容

### (1) 各基礎額の最低額の引上げ（新令第5条第2項、第12条第2項、第14条第2項、別表第1から別表第3まで及び別表第5関係）

他の公的給付等制度における支給最低額と同水準の支給を行うことができるよう、遺族給付金、休業加算額及び障害給付金の算定の際に用いる遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を、それぞれ一定水準まで引き上げる。

### (2) 遺族給付基礎額算定における加算額の新設（新令第5条第3項関係）

犯罪被害者が亡くなったことによる収入途絶以外に、遺族自身に生じる影響を踏まえ、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合、遺族給付基礎額の算定に当たって一定額を加算する。

## 4 施行期日等

### (1) 公布日

令和6年6月中旬（予定）

### (2) 施行期日

公布の日

### (3) 経過措置

新令第5条第2項、第5条第3項、第12条第2項、第14条第2項、別表第1から別表第3まで及び別表第5の規定は、改正令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例によることとする。